

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成29年度第1回松阪市人権施策審議会
2. 開 催 日 時	平成30年1月26日(金) 午後2時~午後4時40分
3. 開 催 場 所	松阪市役所3階理事者控室
4. 出席者氏名	<p>【委員】 荒川哲郎、皆川治廣、青木浩乃、塩谷明美、川崎佳代子、 鈴木清子、世古佳清、高柳伴子、中川留美、筒井美幸、前田浩、 松村淑子、渡邊和己</p> <p>【事務局】 人権・男女共同参画課長(西) 人権・男女共同参画課 人権係長(佐波) 人権・男女共同参画課(高橋)</p> <p>【関係各課】 健康・医療担当参事兼健康づくり課長(白藤)、 地域福祉担当参事兼地域福祉課長(鈴木)、 地域福祉課 生活支援担当監(西山)、 こども支援課長(荒木)、地域安全対策課長(越川)、 住宅課長(田畑)、介護保険課長(田中)、 障がい福祉課長(伊藤)、 文化課長(榊原)、文化課 松浦武四郎記念館主任学芸員(山本)、 子ども発達総合支援センター 育ちサポート担当主幹(伊達)、 観光交流課 都市間交流担当主幹(中井)、 学校支援課 人権教育係長(西山)</p>
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1 人
7. 担 当	松阪市環境生活部 人権・男女共同参画課 TFL 0598-53-4017 FAX 0598-22-3533 e-mail jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

### 議事

1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について

## 2. その他

議事録

別紙のとおり

平成29年度 第1回松阪市人権施策審議会 議事録

- 【日 時】 平成30年1月26日（金） 午後2時～午後4時40分
- 【場 所】 松阪市役所3階理事者控室
- 【出席委員】 (13人)荒川哲郎、皆川治廣、青木浩乃、塩谷明美、川崎佳代子、鈴木清子、世古佳清、高柳伴子、中川留美、筒井美幸、前田浩、松村淑子、渡邊和己
- 【欠席委員】 (2人)世古勝、新田昌弘
- 【事務局】 人権・男女共同参画課長（西）  
人権・男女共同参画課 人権係長（佐波）  
人権・男女共同参画課（高橋）
- 【関係各課】 健康・医療担当参事兼健康づくり課長（白藤）、  
地域福祉担当参事兼地域福祉課長（鈴木）、地域福祉課 生活支援担当監（西山）、  
こども支援課長（荒木）、地域安全対策課長（越川）、  
住宅課長（田畑）、介護保険課長（田中）、障がい福祉課長（伊藤）、  
文化課長（榊原）、文化課 松浦武四郎記念館主任学芸員（山本）、  
子ども発達総合支援センター 育ちサポート担当主幹（伊達）、  
観光交流課 都市間交流担当主幹（中井）、学校支援課 人権教育係長（西山）

○事務局より開会の辞

○人権・男女共同参画課長より挨拶

失礼します。人権・男女共同参画課の課長です。よろしくお願ひいたします。本来であれば、環境生活部長がご挨拶を申し上げるところでございますが、本日他の公務により、欠席ということで、代わりまして私からご挨拶を申し上げさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、そして、寒い中このように出席し、審議会を開催させていただきまして、ありがとうございます。さて、本日の審議会では、平成27年に作成しました、松阪市人権施策行動計画に基づき、事業に対する平成28年度の進捗管理ということで、委員の皆様には評価・検証に関しまして、ご審議をお願いしたいと思います。日頃からそれぞれの分野で、ご活躍をされておられます委員の皆様方から、ご意見をいただくことは、大変意義深いものであると考えておりますので、本日どうぞよろしくお願ひいたします。

○欠席者報告

世古勝委員、新田昌弘委員。

- 議事
1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
  2. その他

## ○議事録

### 【議長】

皆さんこんにちは。寒い中、今日お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。非常にインフルエンザが、凄く流行しているみたいですので、皆さん是非ご健康にお気をつけてください、よろしく申し上げます。それでは、規則に基づいて、私が議長をさせていただきます。今日の事項書、先程事務局からお話が有りましたように、松阪市人権施策行動計画、この計画を作ったわけですけれども、この事業評価を皆さんに、それぞれの市民を代表されて、この審議会に出席いただいておりますけれども、市民の代表の立場で、特に松阪市の色々な状況を毎日肌身に感じられながら、生活をされておられると思いますけれども、特にその人権という視点から、一人ひとりの人間が大切にされている、まちづくりがされているかどうか。色々な生きる事について、色々な権利を侵害されないで、人権というものを守られながら、松阪市民として生活をしているかどうか、そういった観点から、ぜひ評価をお願いしたいと思います。また、出席の担当課の方には、事業評価の具体的なお話を、ぜひ、していただきながら、こういうことが市民の人権という視点から、どういうふうに色々な意味をもって施策が遂行されているかという所あたりをぜひ細かくご説明をお願いしたいと思います。

### 【事務局】

失礼いたします。それでは本審議会の審議につきまして、説明させていただきます。この審議会では、松阪市の人権施策等に関しまして、様々な角度からご意見をいただき、ご審議をいただくことといたしまして、平成26年に人権施策基本方針の第二次改訂を行いました。平成27年には、人権施策行動計画の策定に関してご審議をいただき、策定をいたしております。そして、昨年度の審議会では、平成24年度25年度のまとめの部分と、平成27年度に策定しました人権施策行動計画の、27年度の進捗管理につきましてご審議をお願いしたところでございます。今回におきましては、28年度の事業評価につきまして、全ての事業について、本来ですとご審議をいただくのが通常ではあると思いますが、難しいと考えるので、事務局の方で、施策の取組のそれぞれの項目につきまして、事業を抽出させていただいております。それが、資料1という印刷物になりますので、その抽出しました事業に関しまして、こちらの資料2の事業シートを基に担当課よりご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、評価の方法でございますが、本来ですと松阪市人権施策行動計画の事業進捗状況評価実施要項に基づきまして、A,B,C,Dという評価をしていただいておりますが、評価におきましては、保留になることが多いということから、前回の審議会から5つには分けずに、委員の皆さんのご意見を基に評価を行う形で行っております。そこで、意見等をいただくうえで、お願いの点でございますが、担当課より説明を聞かれた中で、評価できる点はどこであるか、またこういったところを工夫してほしい、考えてほしい、改善してほしいなどという視点に基づきまして、ご意見をいただけたらと考えております。そして、いただきましたご意見を基に報告書の方を作成したいと思いますので、よろしく願いいたします。抽出事業が15事業ございますので、会議の方は、あくまでも予定ですけど、4時半を予定させていただいております、15ですので、各事業10分程度ということで、目安ではございますが、お願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**【議長】**

それでは、時間の方も10分程度ということで、詰まっておりますけれども、頑張って最後まで説明とご意見をお願いします。最初は人権尊重のまちづくり実現のための施策、事業名が男女共同参画支援事業、男女共同参画支援事業ということで、人権・男女共同参画課からお願いします。

**【人権・男女共同参画課】**

失礼いたします。人権・男女共同参画課です。よろしくお願ひいたします。それでは18ページをお願いいたします。男女共同参画支援事業は男女の共同参画の促進及び機会作りを提供するため、市民参画を支援します。毎年松阪フォーラムとして、講演会を開催しております。実行者としましては、フォーラム実行委員、現在12名でございます。委員の方は市民公募で市民参画の企画、運営で開催しております。松阪フォーラムの平成28年度の参加者数は、目標400人の所、250人ございました。この時のフォーラムは映画と、LGBTの講演会ということでさせていただきました。人数が250人という事ですが、アンケートにより満足度も80%に達しておりますので、成果があったと考えております。事業予算の方ですが、事業は29年度予算としては上がっておりません。こちらのほうについては、今年度より男女共同参画行政推進事業の方で取り組むことになりましたので、0円ということで上げさせていただきました。そして、事前に質問をいただいている件ですが、一番下の問題点・課題点という所で男女共同参画の視点を少し変えてみるとはどういうことかということでございました。こちらは平成27年8月28日に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が成立しました。今年度はその分野を取り入れて、2月10日に開催しますフォーラムでは、少子化ジャーナリストの白河桃子さんを、「女性活躍時代の結婚・子育て・働き方」の講演会を開催させていただきます。もう一点は実行委員会が高齢化しているという部分で、高齢についてということでしたが、委員は現在12名ということで、現在30代の方が1名、それから50代が1名、60代以上の方が10名で、年齢までは把握していない状況でございます。そして3番目最後ですけれども、若年層を取り込みたいという具体策はどうかということなのですが、29年度に新規で30代の方が1名参加していただきました。こちらのほうは広報まつさかで、公募はするものの、中々若い世代の応募は少ない状況ですので、今年度30代の方が入っていただいたことにより、随分会議の方でも、内容的にも違ってきておりますので、引き続き実行委員または職員で声掛けを行って、若い世代の方が今年度も一人でも入っていただければと考えております。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**【議長】**

ありがとうございました。今のご報告で色々なご意見が有ると思っておりますけれども、ご意見ご質問をお願いします。

**【委員】**

私この松阪フォーラムのチラシをいただいたり、自宅へ案内をいただくと、松阪フォーラムへ行くのをとても楽しみにしているのです。というのは、本当に内容が、今日的な問題、内容を考えさせられることがあり、また今までの自分の生き方も振り返りながら、すごく参

考になる所もあります。そして、ここにある WAKUWAKU・ショップというのも、地域の色々な、飯南や飯高の方から、亀さんの家などもすごく楽しみなんです。とても工夫されたものなどがあって、本当にお昼も色々なお弁当などもあって、お買い物も私たちの心をくすぐるようなものもありまして、とても工夫されているし、委員の方は頑張ってみえると思います。ただ先程も言われたように、農業屋コミュニティ文化センターで行われるわけですよね、250人というこの人数がもったいないと思って、なんとかこれを増やすような方法を、回覧板も回ってきますし、色々チラシもいただくのですけれど、参加者をもう少し増やしていく方法はないかなということ疑問に思っています。達成度はおおむね達成できたくらい、頑張ってみえますし効果はあると思います。

**【議長】**

今日の資料に松阪フォーラムという資料が入っていると思います。これがフォーラム。

**【人権・男女共同参画課】**

はい、そうです。

**【議長】**

ぜひ、皆さん委員の方行ってください。裏面には WAKUWAKU・ショップということで。「キラ☆キラ男女（ひと）～わたし輝く みんなかがやく～」ということで。

**【人権・男女共同参画課】**

よろしいでしょうか。2月10日松阪フォーラムの件ですが、1回目は行政書士の方が、自らが舞台に出られます。そして、情報として、市長がもしかしたら出られるということも聞いておりますので、ぜひ皆さん今回来ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**【議長】**

そういうことで、市長もかなり熱心に取り組まれているということですか。参加者のご指摘がありましたけれど、参加者を増やす何か具体的な方法や、ご意見があればぜひお願いしたいと思いますけれど。

**【人権・男女共同参画課】**

毎年その課題、人を集めるという難しさというのは、こちらの課としてもいつも感じております。今回はフォーラムの実行委員の方々も随分動いていただいて、実際にチラシ・ポスターを持って皆さんそれぞれ回っていただいている状況でございます。もし皆さんの方で、こういった方法があるということであれば、またお聞かせいただきたいと思いますので、引き続きお願いいたします。

**【委員】**

実行委員の男女の比率教えていただけませんか。

**【人権・男女共同参画課】**

男性が2名で女性が10名です。

**【委員】**

ありがとう。

**【議長】**

実行委員会の年齢を先程おっしゃられましたけれど、若い人たちを取り込みたいという目標であるならば、どういう若い人たちの組織と繋がるのか。つまり若い人たちが自分たちで考えて集まって色々な事をやってみようというような、具体的な動きが若い人たちを中心にできるようにしていくためにはどうすればいいだろうかという疑問があるのですけれど、その辺りの所はどうなのでしょう。行政がしっかりとこれをするために、かなり、これまでの実績のある人たちを委員会に連れているのか、それとも若い人たちにもやってみなさいということで、挑戦させるようなこととして考えているのかなど、そういった基本的な考え方がどのようになっているのかという疑問があるのですけれど、その辺りはどうですか。

**【人権・男女共同参画課】**

松阪フォーラムを題として、平成28年ですとLGBTという形でさせていただいたのですが、結果として250人という数字になりました。今回実行委員に30代の方が1人入っていただいて、結構活発に今回若い世代をということで、動いていただいております。そしてチラシ等配布をさせていただいているのですが、今回は間に合いませんでしたが、今後はコンビニの方へ、コンビニに若い世代が行かれるとは限りませんが、コンビニの方もチラシ等貼っていただくように考えていきたいと考えています。

**【議長】**

若い人たちが入ってくるような、テーマや集まり方というのがうまいことできればいいのですが、何かご意見ありませんか。

**【委員】**

松阪フォーラムといいますけれど、他にも同じようなフォーラムがあるんですね、だから松阪の何々フォーラムとかいうのは、本当は付けたらいいのかな逆に、というのもあるし、この先日も国際交流会議であったのですけれど、国際フォーラムという同じ事業にあるのです。だから一般にフォーラムと、なんのフォーラムなんだろうというのを知ってもらうためには、松阪の何々フォーラムというのが、できたら分かりやすいと思います。それと一つは来ていただいた人に、先日三重県の芸術文化祭というのをプラザでやった時もそうなのですが、きていただいたら啓発物品とパンフレットと一緒になにかちょっとしたものでも出すということで、あれに行ったらもらえたという意識にもつながるとこも私はあると思うので、これは県の事業でやったなかで、きていただいたら、パンフレットを配るのと同時にその袋へ入れて、なにか啓発物品なんでもいいですけど、出せるような体制をしてやると、ただ見に行って、帰ってくるというよりも、もらって来たらこのパンフレットと一緒に、なにか

つけると、すぐにこのパンフレットを捨てないのです。このパンフレットだけだと帰りに持って行かない人もいると思うので、その辺りも少し工夫していただいたらどうかというのはあります。

#### 【人権・男女共同参画課】

ご意見ありがとうございます。確かに松阪フォーラムという書き方の方は、今後課題とさせていただきます。それと啓発物品の方はいつもお渡しさせていただいており、こちらへ先着何名様という書き方はしていない状況ですけれど皆様にはお配りしています。今後先着何名様という書き方のほうは、掲載していくべきかという所は課題だと思っております。以上でございます。

#### 【委員】

ある程度、毎回やられる内容の中で年代層をある程度絞ってやるということは考えたことはないですか。相当世代によって男女共同参画についての意識というのは違うと思うのです。難しいと思いますけれど、もう少し全体的な話の中で、特に今回はこれが私の方としては理解して欲しいことだと焦点を絞って、焦点を絞るというのは年代層をある程度絞ってやってもらうのも、この中の一つのプログラムとして入れてもらうという手段はないですか。

#### 【人権・男女共同参画課】

やはりそちらのほう課題として十分実行委員会の方も理解しておりまして、昨年ですとLGBT、若い世代を狙ったといえますか、思っていたのですが、やはり来ていただく方はどうしても、年代が高いという結果になる形がほぼ多いと思っております。

#### 【委員】

難しいですか、やはり年代を絞るというか、ある程度何歳くらいをターゲットにして、沢山来てもらうようにするということは。全体的なテーマの中にそういうのを一つか二つ入れてもらってやるということも考えられたら、一回考えてもらうといいかなと思います。

#### 【人権・男女共同参画課】

今回はこの2月10日にさせていただきます。次回また来年になります、その課題は十分こちらの方で検討させていただきます。ありがとうございます。

#### 【議長】

若い世代をどのように取り込むかという大きな課題があるのですが、そういうことでここの議論はまた次で。次に入っていきたいと思っております。次は人権学習推進事業です。81ページをお願いします。人権まなび課の人権学習推進事業ということで、人権教育地域促進事業、学校支援課よろしくをお願いします。

#### 【学校支援課】

学校支援課です。どうぞよろしくをお願いします。課長ですが、別の公務のほうで出ていま



すので、自分の方で説明させていただきます。81 ページをご覧ください。人権学習推進事業についての説明をさせていただきます。まず事業目的について、そこにございますように差別のない社会を実現するために、人権学習の機会を提供し市民及び教育関係者への啓発を行うという目的で行いました。具体的な実施内容といたしましては、公民館の人権講座これは一般市民の方を対象に行う人権講座です。それから人権教育研修講座これは教職員、小学校中学校の教職員が中心なのですけれども、高校の先生方にも声をかけて、対象に行うような人権講座になっています。これを開催いたしまして、様々な人権課題・問題をテーマとした、人権学習の機会を提供させていただきました。平成 28 年度については、目標 800 人の中で、実績として 825 人の方に、この研修講座の方をうけていただきました。事前にご質問をいただいております、実際の講演会の演題と講師名、それから参加人数を知りたいというご質問をいただいておりますので、このことも含めながら少し具体的な話をさせていただきたいと思っています。まず、人権教育研修講座についてです。学校の先生を対象に行った講座ですけれども、全部で 6 講座行わせていただきました。1 講座目についてですが、子どもの人権についてということで、委員でもあられます、松阪子ども NPO センターの塩谷明美さんに講師として話をさせていただきました。それから講座 2 としては、インターネットと人権という演題で、反差別・人権研究所みえの松村元樹さんから話をさせていただきました。それから、3 目の講座として LGBT についてということで、これも反差別・人権研究所みえの三輪真裕美さんにご講演をいただきました。4 目の講座としては部落問題についてというテーマで本江優子さん、この方も反差別・人権研究所みえの方なのですが、お話をいただきました。5 目の講座として、人権同和教育をどう進めて行くかというところで、これは三重県人権教育研究協議会の増井光自さん、澤村悟さんにお越しいたいで講座を開催しました。最後に 6 目として、多文化共生社会に生きるということで中村尚生さん、この方も反差別・人権研究所みえの方で、来ていただいてご講演をいただきました。教職員を対象に行ったこの講座ですけれども、合計で 452 人の参加がありました。大体 1 講座当り 70 人から 80 人の先生方に講座を聞いていただいて、それをまた子どもたちにかえしていくという形で講座を行っております。それからもう一つ公民館の人権講座についてですが、これは寿大学の人権講演会といたしまして行いました。講師の方ですが、音楽工房の「夢のかぼちゃ」ということで、代表者が長島洋さん、本名は洋さんですが、りょうがんさんと呼んでいるのですけれども、この方に来ていただいて、人権トーク&ライブ演題名は「そっとやさしく」という形で、歌を通して、歌と歌の間にある人権の話を交えたトークの中で、人権について色々と考えていくトーク&ライブを行わせていただきました。一般市民の方を対象に行ったものなのですが、合計で 373 人の参加がありました。それから事業評価といたしましては、人数の方が実績として超えていることも含めて、目標以上に達成という形で載せさせていただいております。問題点・課題点といたしましては、参加者の人権意識の高揚をより効果的なものとするために、人権講座内容の精選と充実を図る必要がありますということで、自分たちがやはり、こういった形のニーズがあるかといったことをしっかりと把握したうえで今後もこのような講座を開催していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**【議長】**

どうも、ありがとうございました。それでは委員の方からご意見・ご質問ないですか。

**【委員】**

この平成 29 年度の目標数値が少ないのは、開催する回数が少ないのですか。

**【学校支援課】**

予算の方も少し減額になっていますけれども、これは一般市民向けの公民館人権講座の予算を、この事業の予算ではなく、公民館の人権講座の中での費用に移したことによる減になっておりますので、実際には 320 人というその目標値については先生方の人数を想定して決めています。

**【委員】**

ありがとう。

**【議長】**

質問ですが、その人権講座が終わった後に皆で討論して、色々なご意見や情報を市民に広げていくような活動もあるのですか。

**【学校支援課】**

まず、人権教育研修講座の教員向けのものなのですが、講座の内容によってはグループで、いわゆる話し合い活動、ワークショップのような形でやりながら、先生方の意見もしながら進めてもらったりするものもありまして、その研修の中身を学校に持ち帰ってもらって、また職員会議や研修会等で報告していただいて、さらに深めるということをしています。公民館の講座については、そういった形のものは今のところないですが、アンケート等をとっておりまして、満足度といたしましては、この講座については 84%となっております。

**【議長】**

それでは、ご意見ありませんか。

**【委員】**

私民生委員をやらせていただいておりますけれど、民生委員の協議会の中でこういった人権研修をやっているのです。恐らく色々な分野で人権研修というものはやられていると思うのですが、そういったもの全体としては把握されているのですか。各分野、たまたま私は民生委員の関係で毎年受けているのですが、そういったトータルとして見てどうだろう、広がりというものの把握は、各課へある程度照会すれば、こういった研修をやっているという話は出てくるのかなと思うのですが、これは今地域福祉課でお世話になっているのですけれど、そういうものもピックアップしていくと結構形は違えどもですね、人権研修の広がりというものは出てきているのではないかという気がします。一度その辺りも調べてもらっておくと、トータルとしての効果を評価していく時の一つの指標になるのではないかと

と思います。

**【人権・男女共同参画課】**

失礼します。まず一般的な人権の研修会や講演会というのは、人権・男女共同参画課が担当しております。それと教育関係ですと学校支援課の方で担当しており、各課でそれぞれ講演会等ある時は、市役所の中のシステムで回覧等させていただいております。ですので、皆さんがそれぞれ問い合わせされたときには把握はしておる状況です。以上です。すみません内容をもう一度お願いします。これでよろしかったでしょうか。

**【議長】**

全体といっても、どのような内容で。

**【委員】**

各分野で恐らく受けて見えると思うのです。そういったものトータルとして見たときに、その研修の効果というか、そういったものを評価いただくようなセクションがあると、大変研修の広がりと効果を把握してもらおうと大変良いのではないかと思うのです。やはり部分的に抑えていても、全体としての成果というのは分かりづらい。その辺りも加味してもらって行ってもらおうという意味で申し上げたのです。難しければあれですけれど。

**【人権・男女共同参画課】**

ありがとうございます。この人権の行動計画の方で実績等挙げていただいて、こちらのほうで各担当課が評価させていただいて、人権・男女共同参画課に挙げていただいてまとめさせていただき、皆で共有するという形をとっております。

**【議長】**

これ研修を受けた人たちが、色々なチームを作ってさらに各地域に、松阪市の場合は地域での集まりがあると思いますけれど、そういう所で話を広げていくという、広げ方といいますか、受講者が今度は逆に色々な情報を提供する形をとって、更に各地域で講演会や学習会を開くという系統的に行っていく計画はないのですか。

**【人権・男女共同参画課】**

計画としては行っておりません。情報を提供してそれを皆さんがどう下に持ってかれるという部分ではそこまでは指導というかお願いは行っていない状況です。

**【議長】**

何かこう、広げ方、市民の隅々までどのように広げていくかという外に広げる計画も考えていただければ良いのではないかと思っておる次第なのですけれども、よろしくお願ひいたします。それでは次に参りたいと思います。人権意識の高揚を図るための施策ということで事業名が人権教育研修事業で、学校支援課の方からお願いします。

### 【学校支援課】

引き続きお願いします。82 ページになります。よろしくお願いいたします。人権教育研修事業の説明をさせていただきたいと思います。事業目的としましては、そこにあるように教職員を対象に人権問題の各種研究会・講座への参加機会を提供し、教職員の指導資質の向上と、人権教育の意識の向上を図るという目的で行っています。具体的な実施内容といたしましては、全ての教職員を対象に三重県人権同和教育研究会への参加機会の提供を行いました。この三重県人権同和教育研究会について、平成 28 年度についてですが、第 50 回の記念大会でございまして、松阪地域を中心にこの大会が行われました。竹上市長が実行委員長となって大会を行いました。中身につきまして、10 月 15 日、16 日の 2 日間行っております。1 日目につきましては、全体会という形で行います。2 日目については分散会という形行っております。1 日目について、全体会の中で、地元報告という形で、松阪の人権フォーラムという小学生、中学生の組織があるのですが、松阪の小学生、中学生の子どもたちが中心になって、地元報告ということで、人権劇を行いました。胸を張って故郷を名乗らせたいということで、部落問題をテーマにした劇だったのですが、特に松阪の中学生たちが中心に演じて地元報告を行いました。そこに学校の先生や保護者の方にお越しいただきました。それから、2 日目は分散会で、人権教育の研究会ということで、学校の先生が 1 年間を通して人権教育の実践レポートというものを作っております。これは色々な課題がある子どもたちを視点に据えての、さまざまな教育実践をレポートにして、その中で、子どもたちで変わったことや保護者が変わったことであるとか教師自身が変わったことを報告する中で、色々な具体例を出し合いながら話し合うという実践レポートの交流会なのですけれども、それについては分科会という形で行いました。そこに松阪の小学校、中学校の先生なのですが、実績といたしまして、平成 28 年度延べ人数になります 548 人の先生方が参加していただきました。延べ人数となっておりますが、2 日間連続で参加される先生もおられるのですが、1 日目 2 日目と分けて参加される先生もおられますので、延べ人数という形であげさせていただいております。問題点・課題点といたしましては、全ての教職員に偏りなく参加の機会を提供する必要があるということで、考えております。平成 29 年度について、この予算を人権教育ネットワーク推進事業の中に移させていただいて、そこで予算取りをしてありますので、計上はしておりません。どうぞよろしくお願いいたします。

### 【議長】

どうも、ありがとうございました。それでは、ご意見・ご質問ありませんか。

### 【副議長】

この人権同和教育研究会は、ほとんどが学校の先生ですよ。

### 【学校支援課】

そうですね。

### 【副議長】

評価には教職員と書いてありますので、できるだけ職員の方も出席できるような機会を提

供していただきたいというのが実感です。

**【議長】**

職員の方だけでなく一般市民も参加できるような人権同和教育研究大会であればもっと。

**【副議長】**

一般市民として私たちがも参加したことがあります。

**【委員】**

中身に教育問題が多いですね。

**【副議長】**

職員は教育問題だからね。

**【議長】**

その辺りは人権同和教育研究大会の課題ですので、ここで言われてもあまり意味はないと思いますけれども。それでは次に参りたいと思います。次は人権擁護・救済のための施策ということで、母子保健事業 64 ページです。健康づくり課お願いします。

**【健康づくり課】**

健康づくり課です。よろしくお願いいたします。それでは事業評価 64 ページをお願いいたします。母子保健事業につきまして、ご説明申し上げます。この事業の目的は、母子保健法に基づく母子の健康管理と、それに伴います保健の視点からの子育て支援で、妊娠、出産、育児をめぐる母親の不安を取り除き、子育てと子どもの健全な成長を支援することです。事業内容は、母子健康手帳の交付、家庭訪問や妊婦健康相談、ことばの相談、乳幼児健康相談などの各種相談、健康教育、妊婦及び乳児一般健康診査などを実施しています。また乳幼児の発育状況のチェックや悩みなどに対する支援のために乳児家庭全戸訪問を実施しています。平成 28 年度に安心して子育てができるような環境づくりとして、妊娠から出産、子育て期に渡るさまざまな市民のニーズに対して、途切れの無い支援を行う、松阪版ネウボラとして、健康センター内の子育て世代包括支援センターにおいて推進の第一歩としました。目標実績につきましては、乳幼児健康相談の開催、乳幼児等健康教育の実施、乳児家庭全戸訪問の実施の 3 つを目標に掲げておりまして、実績は記載の通りでございます。評価につきましては、目標の達成度 4、効率性 4、施策への貢献度 4 でございます。その他の成果につきましては、乳児家庭全戸訪問の実施で他の母子保健サービスの活用につながりました。問題点・課題点につきましては、事業の対象者に利用しやすくニーズにあった母子保健サービスが提供できるように内容の充実に努めたいと考えております。また、松阪版ネウボラを推進していくために他課との連携を強化していく必要があります。以上簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。次に事前にいただきました、ご質問 3 点につきまして、ご回答申し上げます。

【議長】

それは、書類はあるのですか。

【事務局】

それは付けさせていただいてないのです。

【議長】

そうですか。

【健康づくり課】

はじめに乳児家庭全戸訪問の実施とあるが、実際は何戸訪問されましたか。また、その内容でなんらかの問題が発見された件数は。というご質問をいただきました。回答といたしましては、平成28年度は乳児家庭全戸訪問対象児1,330人に対して1,249件の乳児家庭に訪問をいたしました。訪問実施率は93.9%です。里帰りで他の市町村に訪問依頼したケースが40件あり、含めると96.9%の訪問率となります。訪問での継続支援が必要となった方は239件で、内訳といたしまして育児不安等母への支援が73件、保護者のメンタルが33件、未熟児につきましては26件、家庭環境31件、身長・体重の伸び27件、発達11件、身体その他18件、育児態度7件、保護者の体調10件などがあり、再訪問や相談、関係機関との調整を行い、支援を行いました。次に松阪版ネウボラを具体的に教えて下さい。また、そのネウボラはどこまで進んでいるのですか。とのご質問をいただきました。回答といたしましては、ネウボラというのはフィンランド語で助言、相談の場という意味を持つ、ネウボラの仕組みを手本とし、妊娠、出産、子育て期の途切れのない支援を目指し、松阪版ネウボラとして、健康センターはるるを子育て支援のワンストップ拠点としております。具体的には子育て世代包括支援センターをはるるに設置し、保健師等の専門職が、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、一人ひとりの状況に応じて相談対応し、継続が必要な方の支援プランを作成し、相談や訪問を行います。また、相談しやすい環境づくりとして、初期相談の対応をする、看護師である、はるるコンシェルジュや、相談や教室の場で声掛けや遊び方などを助言する、保育士である子育てコンシェルジュを設置しています。妊娠中の両親教室、プレママ教室・パパママ教室や、第1子で生後2か月の乳児と産婦を対象とした新米ママ教室や、離乳食のモグモグ教室などの子育ての教室・相談の他、幼児健診などを実施しております。保健師は地区担当制で支援しており、ネウボラ会議として、個々のケース検討会も課内で実施し、関係機関と連携し、支援をしております。続きまして、その関係で、他の課との連携を強化とありますが、行政だけではなく、他の団体もしくは、ボランティアと連携を考えて見えるのですか教えてくださいとのご質問をいただきました。回答といたしましては、こども未来課、こども支援課、子ども発達総合支援センター、障がい福祉課などの行政機関をはじめ、子育て支援ボランティアグループと連携を考えています。具体的には、読み聞かせや子育て応援の企画をしていただくボランティア団体をお願いしたいという考えでおります。以上で母子保健事業の説明と、事前にいただきました質問の回答とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**【議長】**

どうも、ありがとうございます。かなり沢山の話をさせていただきましたけれど、ご意見、ご質問ありませんか。

**【委員】**

本当に沢山のご回答をいただいて、できれば紙面でいただけるとありがたかったと思いますけれども、色々な、はると新しいのができてから沢山の支援をしていただいていると思います。1,330人の子どもが生まれて1,299件の訪問と40件他市でいただいているということなんですけれども、それ以外の訪問ができなかったご家庭については、その後どのようにされているのか教えていただけますか。

**【健康づくり課】**

それにつきましては、保健師が未訪問の方に、医療機関で4か月検診を必ず受けていただくことになっています。その時期に予防接種も受けていただくことになっていますので、それまでには全員確認できたということで、平成28年度につきましては、ご報告をさせていただいております。

**【委員】**

ありがとうございます。虐待予防にもつながることで、大事な支援だと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

**【議長】**

具体的な話を、できれば書面でもらえますか。お話が沢山ありすぎて頭の中で混乱していますので、できればじっくり読ませていただいて、今後の問題を考えていきたいと思いますので。

**【委員】**

はるるができて、保健師に若いお母さんたちは相談できるというのは、すごくありがたいことだと思うのです。訪問もはじめは、第1子だけだったのが、第2子も、全部をしていただくので、私もそういったことに少し関わらせていただいて、お母さんが相談に来ていただかなくても、電話をすれば受け答えをしていただくようなので、お母さん方にとって非常に良いと思います。ちょっとしたことでも、なかなか相談ができないというのであっても保健師が親身になって相談にのってくださるというのはありがたいと思うのです。ですので、今後とも続けていただきたいと思います。とすごく思っています。

**【議長】**

どうも、ありがとうございます。このようなご意見がありますので、ぜひ今後とも続けてもらいたいということで。

**【委員】**

すみません聞き間違いであれば、大変申し訳ないのですが、ご説明の中に、はるるの中に包括支援センターを設置するという文言があったように聞こえたのですが、あそこには包括支援センターはないのですが。

**【健康づくり課】**

包括支援センターといいますのは、子育て世代の包括支援センターという形であるのです。はるるの中に設置しておりますので、そこで、保健師や看護師がおり、途切れのない支援を、相談を受けて、それで関係機関に、当然先程ご質問がありましたように、虐待などの場合は、例えば子ども支援課へ連携させていただくとか、子どもが障がいの疑いがある方、そういった方につきましても、そのような形で担当する機関と連携をとってさせていただいている状況でございます。

**【委員】**

正式名を教えてくださいてもよろしいですか。

**【健康づくり課】**

正式名は「子育て世代包括支援センター」という形だと思うのですが。

**【委員】**

そこが、相談を受けてくださるような機関ということなのですか。

**【健康づくり課】**

そうですね。この子育て世代包括支援センターの役割といたしましては、母子保健分野と、子育て支援分野の両面から支援を実施する形で、具体的には、母子保健法に基づく母子保健事業と、子ども子育て支援法に基づく利用者支援事業、それから児童福祉法に基づく子育て支援事業という形でそれを総合的にやらせてもらっている状況でございます。

**【委員】**

それにこれ1歳半や3歳半も、ここのはるるで検診をしていただいて、その中に気になる子どもやお母さんなどは、相談員に相談にのってもらうことや、障がいを持ってみえるという「そだちの丘」の先生も1人お見えになってお母さん方と関わってみえる。私も少しボランティアでお邪魔していますので、そのようなこともやっております。

**【議長】**

それでは、次に参りたいと思います。次は、多文化共生社会の実現のための施策ということで、事業名が国際交流推進事業、72ページをお願いします。担当の観光交流課をお願いします。



### 【観光交流課】

観光交流課でございます。どうぞよろしくお願いたします。多文化共生社会実現のための施策ということで、主に外国人の人権に係ることになっています。事業名が国際交流推進事業でございます。事業の目的としましては、松阪市の国際交流の担い手である、松阪国際交流協会の運営に参画して、連携した地域の国際化を図るという所でございます。簡単に国際化や多文化共生についてご説明をさせていただきますと、現在国際化の時代と言われております。国と国の見えない垣根を取り除くことが求められており、そういった時代において、その見えない垣根を取り除こうとしたときに、いくつも問題がございます。例えば言葉の問題、生活習慣の問題などといった問題を少しずつ取り除いていこうとするのが、国際交流化という施策や、多文化共生という施策でございます。そういった中で次、実施の内容でございますが、まず英会話教室、英語講座とございますが、これは国際交流を行うボランティアの方々に実際に携わっていただくための英会話教室を開催していただいたり、初期適応支援教室「いっぽ」というのがございますが、これは外国人の生徒、児童といった方々が日本に来た際に、日本に慣れていないということで、なかなか学校にもなじめないといったことを支援する教室、これが「いっぽ」でございます。こういった教室へボランティア派遣を行っていただく、そういう国際化を目的に活動していただいている松阪国際交流協会へ経済的に支援を行っています。その事業の額でございますが、平成 28 年度、それから平成 29 年度ともに、55 万円でございます。これはその協会に対する負担金という形で支出させていただいています。目標と実績でございますが、まず先程申し上げました英会話教室の開催というのがございまして、これは月 1 回ずつで年 12 回開催していただいております。受けていただいている方々は、主に活動していただいているボランティアの方に受講いただいているのですが、一般社会人も入っていただいております。講師の先生は、元三重中京大学の三谷先生ということでございます。それから、先程申しました、今度は初期適応教室「いっぽ」へのボランティア派遣の充実ということでございますが、こちらの協会から平成 28 年度におきましては、実績が 37 人。37 人の方々がこの支援教室へボランティアでご活躍いただいたところでございます。評価につきましては、ご覧のとおりでございます。最後、問題点、課題点といたしまして、この 12 月で松阪市の、外国人の人口なのですけれども 4,033 人ということで、今一番多くなっております。多くなっている外国人の、国別人数の多い順番は、フィリピンが一番多く、続いて中国、それから最近増えてきているのがベトナム、こちらは研修生といえますか、仕事の関係も多いと思いますが、ベトナムということで、フィリピン、中国、ベトナムといった国の方々が、現在松阪市に多く住んでいただいております。松阪市の国際交流の担い手である、国際交流協会の事業実施においてボランティアなどの人的資源の継続的な確保が必要であるということでございまして、引き続き経済的な支援を行っていきたいと考えています。以上でございます。よろしくご指示賜りますようお願いいたします。

### 【議長】

どうも、ありがとうございました。それではご意見、ご質問ありませんか。

### 【委員】

「いっぽ」のボランティア派遣人数が目標 16 人に対して、37 人とかなり多かったと思った

のですが、それは、どういった所からこの人数が集まったのか教えていただきたいです。

**【観光交流課】**

この37人の方々ですが、継続的に来ていただいている方。それから、一時的に例えば1回、2回だけ行って、辞められているというか、参加できない方もいらっしゃいますので、そういった方が入れ替わりで37人ということ聞いております。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【学校支援課】**

学校支援課です。いっぽ教室ですけれども、学校支援課で運営していますので、その辺りの話をさせていただいてもよろしいですか。平成28年度は外国人の子どもが沢山きまして、いっぽの定員が20人なのですが、大体最大で13人位の待機をする、待ってもらう子どもが出ている状況で、1対1の対応をしていますので、ボランティアの人数が少ないという状況。そこで国際交流協会の相談をさせていただいて、実はいっぽの内容も含めて市民の皆さんに知っていただきたいということで、松阪の広報にいっぽの内容とボランティアを募集しますということ載せていただいたところ、何人かがそれを見ていただいて、ボランティアに登録してもらったということもありますので、そんなかたちで今人数も増えているのではないかと思います。

**【委員】**

この実施内容の中ですが、英会話教室、英語講座、初期適応支援教室「いっぽ」へのボランティア派遣などの、地域の国際化目的の活動とございますけれども、現在のところ何か所ですか。場所名が分かっていたらお答え願いたいと思います。

**【観光交流課】**

こちらいっぽというのは、先程申しましたように学校支援課が設置している、適応教室ですが、こちらは川井町に1カ所ございます。それから英会話教室というのは、こちらは国際交流協会が開いているのですが、市民活動センターをご利用されており、そこで開催されています。

**【委員】**

分かりました。

**【委員】**

先日も会議で国際交流に参加させてもらっていたのですが、やはり家族で来ている、子どもたちが結局指導する場がないということで、このいっぽ教室にかなりの人が来てもらっている報告がありました。いきなり皆の中に子どもが入っても言葉が通じない。親がどの程度まで日本語ができるかわからないのですが、その関係でいっぽ教室では、特にフィリピンの

方が多いというのは聞いているのですが、人口の比率が多いのと一緒で。その家族は親に対して、子どもはともかく日本語に慣れてもらうための第一歩、歩みだしてもらうためのいっぽ教室ということで、やっております。

**【委員】**

そうだと思いますが。私がお聞きしている講座の中で、75歳などの高齢者の、少し高い方ですと95歳の方がもの凄く熱心に英語講座に参加されています。ボランティアで。私本当に感心いたしまして、どんな目的だと思うのですが、自分自身の活性化とおっしゃって、英語教室にボランティアで参加してみえます。電話も全部英語で、「Hello」や「Good night」などとおっしゃってみえます。やはり生きる活力、生活の中でそういうことも大事だと思うのです。よろしくをお願いします。

**【委員】**

いっぽの話になりますけれど、ボランティアが増えて定員待ちは解消されたのでしょうか。

**【学校支援課】**

実は、平成29年度なのですが、子どもたちの人数が減ったのです。先程提案がありましたように、外国人住民の数が4,000人を超えたということなのですが、フィリピンや他の国もありますけれど、子どもたちの方が減り、今年は落ち着いております。待機の子が0という形で、今11人の子どもたちが教室へ通っているのですが、十分対応できる人数ということで、1対1で対応しています。

**【委員】**

この松阪市のいっぽ教室というのは、かなり他市でも評価をお聞きしまして、学校へ行く前に、日本語を教えていくというので、とても良いシステムだと思いますので、是非続けていただきたいのと、待機がなるべく無いようにお願いしたいと思います。

**【議長】**

これは松阪が作った良い文化です。最初が一番不安な時期にきちっと受け止めて、言葉や文化、人間関係などの色々なネットワークを作られているということでこれは是非続けてもらいたいと思います。それでは次にいきたいと思います。バリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策ということで、市営住宅管理運営事業、73ページ、住宅課の方をお願いします。

**【住宅課】**

失礼します。住宅課でございます。73ページの方をお願いいたします。上から順に申し上げます。まず事業としましては、市営住宅の管理運営事業でございます。目的といたしまして、住宅に困窮する低所得者等に対して、低廉な家賃で快適な市営住宅を効率的に提供するものでございます。昨年度の実施内容でございます、例年これは実施しているものですが、6月と12月の年2回の定時募集において、一般世帯向け住宅に加え、老年者と単身世帯向け住

宅、高齢者及び身体障がい者世帯向け住宅、身体障がい者介護世帯向け住宅の、合わせて43戸の募集をさせていただいております。ここで言葉の定義を申し上げておきますと、老年者というのは60歳以上の方でございます。それから高齢者というのは65歳以上。それから身体障がい者の方というのが、1級から6級の手帳をお持ちの方となっております。次に事業予算でございます。予算については記載の通りでございますが、こちらの予算につきましては、事業予算そのものを記載させていただいてまして、内容としましては、入退去事務、家賃等使用料の徴収、それから不正入居への対策、滞納整備、各所点検検査の委託などにかかる事業費でございます。次に目標実績でございますが、一般世帯向け以外の高齢者及び障がい者向け住宅の募集倍率を1倍以下と目標設定しました。それに対しまして、19戸の募集をさせていただき、12件の応募がございましたので、実績としましては、0.63倍ということになってございます。それから評価でございます。こちらについても記載のとおりで、その中で真ん中の適正な費用であったというところがございますが、ちなみにこの空家募集にかかる修繕費、空家募集の出す前に必ず修繕を実施いたしますけれど、大体1戸当たり80万前後、高いと100万を超えて参ります。それなりにかかる経費でございますけれど、しっかり直した上で、入居者の方にはご提供をさせていただいております。それから施策への貢献度というところがございますけれど、特に最近お話を聞くのが、高齢者の単身の方。こちらの方については、なかなか民間のアパートが借りにくいという状況があるようでございます。テレビでも見たことがあるのですが、大家さん曰く何かあって事故物件になるのが怖いということで、支払能力に関わらず、そういう年齢という所だけで、お断りされる方があるようで、その分を公営住宅というところで十分補填していけたらと考えております。それから問題点、課題点でございます。入居者の高齢化に伴う低層階への住み替えや、単身高齢者の新規応募が増える傾向にございます。エレベーターが設置されている住宅は限られており、また中層耐火構造4階建て住宅の、1階の空家も少なくなっていることから、今後いかに確保していくのか検討していく必要があると書かせていただいております。この中で若干補足させていただきますと、前段にございます、低層階への住み替えという所は、今市営住宅に長年お住まいの方で、2階より上の階にお住まいの方が、高齢化や病気等で階段の昇り降りが非常に困難だという場合に、1階の方に住み替えをしていただいております。これは平成28年度で4件ございましたけれどその部分でございます。それからエレベーターが設置されている住宅は限られているという所で、実際にエレベーターが付いておりますのは、一番新しい城南団地と、若葉団地の2団地のみで、部屋数としましては城南団地が38戸、若葉団地が30戸、合わせて68戸しか対応してございません。それから中層耐火構造4階建て住宅の1階の空家も少なくなっている所ではございますが、松阪市の市営住宅でこの中層4階というのが45棟、836戸ございます。これにつきましては、市営住宅として管理しておりますのが、総数で1,674戸でございますので、ほぼ半分がこの住宅となっております。ですから今回ご説明申し上げたような募集に際しても、ほとんどがこの中層4階というところを利用しているのですが、どんどん使っていきますと減っていくというのは当たり前のことなのですが、今のところこの30戸程度、入退去があって数字は動いているのですが、概ね30戸程度の空家となっております。市営住宅の場合入られると長期の入居となりますので、退去で空くよりも、多分入っていただく数の方が多くなってくるとどんどん減っていくというところで、近々の課題ではないのですが、準備の方を進めていかないと、長いスパン

で市民の皆さんに、このような住宅の方が提供できなくなってくるということを避けるために検討していく必要があると現在考えておりました、平成30年度からは、例えば民間のアパートを借り上げて、市営住宅としてお貸しするというのもどうかという調査等も進めて参りたいという考えでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【議長】**

どうも、ありがとうございました。それではご意見、ご質問はありませんか。

**【委員】**

市営住宅の件でよろしい。市営住宅で今宝塚の市営住宅がものすごく、改築の予定が入っているのか、ほとんど空家になってきていると思うのですけれど、あれは今後の見通しなどなにかあるのですか。

**【住宅課】**

ご質問のあった宝塚の団地なのですが、実は上川団地と合わせての事業として進めているのですが、耐用年数が過ぎている、間近に迫っている中で、この10年、地域の入居者の方にもご説明に上がっているのですが、今後10年の間に住み替えのお願いをしている所でございます。ですから、上川団地それから宝塚団地については、今後10年間の間にすべての方に住み替えをしていただき、最終的には用途廃止、壊していくという予定で事業を進めております。以上です。

**【委員】**

壊して代わりを立てるわけでは無いのですか。今の所は。

**【住宅課】**

今の所は。建て替えの計画はしておりません。

**【委員】**

近くに住んでいる方からよく聞かれるのです。ありがとう。

**【副議長】**

昨年も議論したのですが、これバリアフリーのまちづくりということで、建物がバリアフリーになっているかどうかという委員の方からの質問があったと思うのですけれど、そういったことに対して、住宅課の方からどうかっていう話は昨年委員の方から出たと思うのですけれど、それがエレベーターの話になっていて、バリアフリーのはどうなっているのですか。段差を少なくという話を去年だけかしていませんでした。記憶にないですか皆さん。バリアフリーのために改築するののかという話が昨年同じ議論があったと思うのですけれど、それは議事録見ていただければ誰か委員の方がその話をされたと思うのですけれど。それはどう進展しているのか。

**【住宅課】**

私、去年の4月から住宅課の方へ来たのですが、それは何か課題をいただいていたということなのでしょうか。

**【副議長】**

手すりとか、段差をなくすなどあったと思うのですが、その話は飛んでいるのですか。もう忘れてしまったのだろうか。

**【住宅課】**

それは、課題として、昨年いただいたのでしょうか。

**【副議長】**

去年は、段差があって事故が起きる可能性があるので、今後は段差をなくすために改築費用をどうするか、そういったことも検討してくださいという議論が、多分あったと思うのですが、その議論はもう飛んでしまったのですか。エレベーターの話にすり替わっているから、段差の話はなくなってしまったのですか。誰か去年の記憶ありませんか。私の記憶違いでしょうか。

**【議長】**

議事録をもう一度確認してもらえますか事務局の方で。それで今の副会長の質問に対して是非検討と回答をお願いします。

**【住宅課】**

段差の解消ですか。

**【議長】**

バリアフリーです。段差の解消だけではなく、県のバリアフリーのガイドラインがありますよね。あれに沿ってバリアフリーの計画を実施しているのかどうか。

**【副議長】**

計画をどうつくっていただきたいなどの要望があったと思うのですが、その議論は無くなったのかどうか。もしわからなければお願いしますと言うしかありません。別に責めるつもりもありませんので、ご検討をお願いします。

**【住宅課】**

課題をいただいていたということであれば、非常に申し訳ないですが、30年度の当初予算では、それに係る予算要求はしてございません。

**【副議長】**

そうですか。是非ご検討をお願いします。

**【委員】**

あの介護保険を利用して各戸に手すりをつけるなどという話だったのではないですか。

**【住宅課】**

つけるなら各自でお願いしますという言い方はしていません。介護保険使ってという内容だったと思います。

**【人権・男女共同参画課】**

議事録を確認します。私も定かではありませんが、介護保険に該当する方は介護保険を使っていたと、市としてはそこまではできないので、そのように、人にあった介護保険を利用させていただくということでもらったような気がします。議事録の確認をさせていただきます。

**【議長】**

よろしいですか。それと1つ人権問題に関わることだと思うのですが、実施内容の中で身体障がい者介護世帯向け住宅とありますけれど、例えば精神障がいや知的障がいの人たちの他の障がいの方、いわゆる一般的に言えば三障がいとよく言われますけれど、特に精神障がいの方たちへの住宅の問題などはどのように検討されていますか。

**【住宅課】**

世帯の中で療育手帳をお持ちの方という場合、所得制限があるのですが市営住宅の場合。その所得制限、一般世帯に比べて、その所得制限が高く設定させていただいているところはございます。

**【議長】**

その辺りの詳しい資料も提出してください。お願いします。特に松阪市の場合、松阪厚生病院や南勢病院などの色々な病院で長期入院されている方がいらっしゃいますよね。その方たちが地域に、社会的入院をされている方、病気は治っているのだけれど、なかなか地域に戻れない。その一つの壁がこういう住宅の問題なのです。そういうところでは、しっかりと松阪市が安価な住宅を提供できるような形にしてもらおうと、もっと社会的入院または長期入院されている方の退院促進事業というのがありますが、退院促進がうまくいく場合もあるのではないかと考えられますので、これは人権の視点から大事なことだと思うので、この実施内容も他の障がいのほうでも考えられるようなご検討をお願いしたいと思います。ということで、宿題を作らせてもらったのですが、よろしくお願いします。それでは次に参りたいと思います。人権課題解決のための基本施策ということで、同和問題、事業名が人権啓発活動推進事業、15 ページです。人権・男女共同参画課をお願いします。

**【人権・男女共同参画課】**

お願いします。15 ページです。人権啓発活動推進事業ということで、市民への人権意識を高めるために啓発活動を行いました。この事業の啓発内容はそちらに挙げております目標実

績の所で、人権図画ポスターの募集でございます。この内容は夏休みの子どもたちへの人権課題をテーマにしたポスター募集でございます。子どもが人権課題のポスターを描くことによって、家族の中で人権に関する話題になるものと考えてこういった形で、募集という形を取らせていただきました。ポスター入選者 10 人でございます。入選者のポスターは啓発用品として、ボールペン、ウェットティッシュ、今年度は車で啓発できるようにマグネットシートを作成します。皆様の本日の資料と一緒にボールペンを配布させていただきましたように、こういった形で毎年利用させていただいて啓発を行っている状況でございます。この内容につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

#### 【議長】

どうも、ありがとうございました。ご意見、ご質問はありませんか。人権啓発活動推進事業について。それではこの問題も含めて次の女性の人権というところに入りたいと思います。母子生活支援施設入所事業ということで、こども支援課お願いします。58 ページです。

#### 【こども支援課】

こども支援課でございます。よろしくお願いたします。資料 2、58 ページをお願いします。母子生活支援施設入所事業でございます。この事業の実施内容といたしましては、保護者が配偶者のない女性またはこれに準ずる事情のある女性でありまして、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護を行うものでございます。何らかの事情によりまして子どもの養育が困難なお母さんとその子どもと一緒に入所し保護を行うというところでございます。実施内容の 2 行目でございますが、始めのところ「保護すべき」となるところを「保護すぜき」となっておりますので、誤字の修正をお願いいたします。それから 2 行目の最後でございますけれど、「母子生活視線施設」となっておりますけれど「母子生活支援施設」でございます。申し訳ございません。修正の方をお願いいたします。事業予算といたしましては、平成 28 年度実績におきまして、18,801,000 円でございます。目標実績のところでございますけれど、こちらにおきましては、目標といいますか想定 6 世帯のところでしたが、実績といたしましては、5 世帯の方が施設入所世帯でございました。評価のところでございますが、達成といたしましては、目標通りというところの評価をさせていただきました。その他の成果というところでございますが、入所者につきましては、定期的な面接を行っております、入所者の想い等に寄り添った相談、助言を行うことができたところでございます。また、問題点、課題点でございますが、施設入所が長期化する世帯がございます。各世帯の状況に応じた自立支援をきめ細かく実施していく必要があるというところでございます。後は事前に質問をいただいておりますので、そのことについてご説明させていただきます。まず、質問 1 つ目といたしましては、母子生活支援施設は松阪にあるのですか。というご質問をいただいております。松阪市内にはございません。また施設入所が長期化、自立支援ができるまでという問題点、課題点のところ記載をしているのですが、期限はあるのですかという質問をいただきました。法に決められた期限というものはございません。年に 2 度施設の方を担当者が訪問しております。その中で対象者、担当者、それから施設の管理者を含めまして、自立に向けた方針の確認をしているところでございます。その方針確認の中で、対象者ごとの期限というのは設定をしているとこ



ろでございます。次に質問をいただいているところでございますけれど、このシートの中の事業内容とその上の事業目的内容につきまして、事業内容の部分が事業目的と同じ文言を入れてしまっております。というご指摘をいただきました。事業の目的というところは、この施設におきまして保護を行うというところが実施内容でございますが、目的というところにつきましては、保護を行うとともに、心身と生活の安定を施設でしていただきまして、母子の自立を目指している所が目的でございます。この辺りにつきましては、事業目的内容というところは修正をさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。それと先程申しました実施内容のところの誤字につきましても、委員の方からご指摘を頂戴しております、ありがとうございます。説明といたしましては以上でございます。

#### 【議長】

どうも、ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ありませんか。時間の関係上次の方にいって、全体のご意見、ご質問をもらうということでいいでしょうか。次は障がい児保育事業ということで53ページお願いします。

#### 【子ども発達総合支援センター】

子ども発達総合支援センターです。本日は所長が所用で不在ですので、代わりに説明させていただきます。障がい児保育事業ですけれど、知的障がいや情緒障がいのほか心身に障がいのある幼児、お子さんに対して保育園における保育を通じて心身の発達を促進するために、保育士の知識や技能習得を図り、必要な環境整備に努めることで、端的に言いますと保育士の技量、指導力の向上という面の事業でございます。学校の先生で例えるなら研修ということにあたると思っております。具体的には目標実績の中に書いてありますけれど、障がい児保育月例会ということの開催。もう一つは障がい児保育巡回指導の実施回数というように挙げさせていただいております。どちらも臨床心理士の先生に各保育園を回っていただいて、保育園の方からこの子どもかなと、心配かなというお子さんを対象のお子さんとして挙げていただいて、そのお子さんについて様子を見ていく中で、どのように関わっていけばいいかということ、アドバイスをいただきながらご自身のお子さんに当てはめて試行していただく、あるいは知識として身につけていただくなど、そういったことを進めて行く事業でございます。ですから沢山みえる中で、本当に限られたお子さんの分を進めていっているわけですが、繰り返しやっていくことと、実際に自分は直接関わっていないお子さんのケースであっても、ご自身の園に戻っていただいて、似たタイプのお子さんに試みていただくなどといったことを進めていく事業でございます。事前のご質問では保育において心身の発達や障がい児の保育を担当する保育士はクラスで何人の子どもを見ているのか教えてくださいということでございました。保育園の障がいのあるお子さんや支援が必要だと思われるお子さんに対して、保育園では加配保育士という仕組みがございます。それは子どもの状況に応じて、子ども1人に対して、1人の保育士が付いていった方が良くかと、1対1。子ども2人に対して1人の保育士が付く、あるいは子ども3人に対して保育士が1人付く、この1対1、2対1、3対1ということをして障がい児保育支援委員会というところがありまして、そこで審議をさせていただいて、そこから子どもの人数によって保育士の数を決めていくということがございます。単純に保育士1人当たり何人のお子さんをみているかとなると、例えば支援が必要なお子さ

んに対して、かかりの保育士が何人いるかということを考えると、大体計算すると 1.7 人位です。だから保育士 1 人が子どもを 1.7 人位計算上見ているとなります。以上です。

**【議長】**

どうも、ありがとうございました。それではご意見、ご質問ありませんか。後でご意見もらうという事で、高齢者の人権ということで 48 ページ、介護保険サービスの提供、介護保険課お願いします。

**【介護保険課】**

失礼します。介護保険課です。介護保険サービスの提供でございます。目的としましては、要介護者が住み慣れた地域で、自分らしく、できる限り自立した暮らしができるよう介護サービスを提供するといったものです。実施内容としましては、被保険者が要介護状態または要支援状態になられた場合に、必要な介護保険の保険給付を行っています。目標に対する実績は、居宅介護サービス、在宅で受けられる要介護者が受けられるサービスでございますが、こちらと介護予防サービスといいまして、要支援の方が受けられるサービスですけれど、こちらの方が目標を上回っております。そして、地域密着型の介護サービスと、施設で受けられる介護サービスの方が目標を下回る結果となっております。施設の介護サービスが目標を下回った理由といたしましては、平成 29 年に市内の介護療養型施設が、閉鎖することになったために徐々に利用者数を減少させていった、その影響が出たと考えます。ただ、件数としましては、平成 27 年度と比較しますと、平成 28 年度は 289 件増加している状況でございます。また、その他の成果のところに記載させていただいたとおり地域密着型の介護老人福祉施設ということで、29 所の松阪市内の方しか入れない特別養護老人ホームの経費の補助を事業所に行い、特別養護老人ホームのうちいくつか整備をされております。課題としましては、住み慣れた地域で、その人らしくできる限り自立した暮らしができるために住まい・医療・生活支援等さまざまな社会資源が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図っていくための取り組みを、今後も高齢者支援課と共に進めて行きたいと考えております。それからご質問をいただいております。内容の方は事業予算の単位が千円単位ですがありますか。というご質問ですが、表の通りでございます。平成 28 年度実績が 162 億 2576 万 6 千円。平成 29 年度の当初予算額は、174 億 7875 万 2 千円でございます。以上でございます。

**【議長】**

どうも、ありがとうございました。それではご意見、ご質問よろしいですか。後で総括的にご意見、ご質問があるということで、障がいのある人の人権ということで、障がい者地域自立支援協議会、37 ページお願いします。

**【障がい福祉課】**

失礼いたします。障がい福祉課です。どうぞ、よろしく願いいたします。資料の 37 ページをお願いいたします。障がい者地域自立支援協議会の事業についてご説明申し上げます。松阪市障がい者地域自立支援協議会は、国の障がい者総合支援法に基づきまして障がい者等への支援体制の整備を図るため、障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者、障がい者団

体、保健医療、教育または雇用に関連する関係者等、21人の委員で構成する協議会を設置しております。協議会は全体会議とワーキングチームで構成されておりまして、平成28年度は、協議会の全体会議を2回開催し、障がい福祉に関する制度の現状報告や障がい者施策の基本的方針や、具体的な成果目標を定めた、障がい者計画に基づく事業の評価等を行いました。また、障がい者の一般就労、福祉就労に関する課題等について検討するワーキングチームの開催や、障がい者の雇用・就労を促進するため、ハローワークや松阪市商工政策課との共催による、障がい者の雇用就労促進フォーラムを2月25日にワークセンター松阪で開催いたしました。フォーラムでは障がい者雇用に理解を示し、障がい者を積極的に雇用する三企業及び模範的な職業人として長期的に勤務している障がい者3人の表彰式を行い、その努力を称えるとともに、これを広く市民の皆様に周知し障がい者の雇用促進と就業の安定を図ることに努めました。また同日講演会を実施し、講演会の講師には、長年障がい者雇用の現場を作成されている、写真家の小山博孝さんをお迎えし、「写真が語る障がい者雇用」というテーマで、ご講演をいただき目標100人には至りませんでした。80人の参加をいただきました。また、会場では障がい者の就労継続支援事業所の製品の販売もしていただきました。その他の成果ですが、住宅介護相談支援、入所通所事業者などの障がい福祉サービス事業者向けの研修会を2回開催いたしました。1回目は7月12日に松阪厚生病院医師による、人格障がいについてというテーマで47人の参加をいただきました。2回目は11月19日に済生会明和病院医師と松阪中央病院理学療法士による高次機能障害についてというテーマで50人の参加をいただきました。円滑な障がい福祉サービス提供の推進に向けて取り組みをさせていただいたところでございます。続きまして、事前にご質問をいただきました、松阪市においても施設外就労ができるように取り組んでいただきたいというご意見でございます。ありがとうございました。こちらについての回答でございますが、施設外就労いわゆる企業内就労でございますが、こちらは一般就労等への移行に向けた支援を行うため、就労継続支援A型、B型の事業所が、その事業所の外の企業等で、利用者とその事業所の職員がユニットを組み企業から請け負った作業を企業内で行う支援です。施設外就労につきましては、厚生労働省が定めた要件を満たす必要があり、要件を満たした事業所が事業の実施を行うこととなります。市としましても事業所から施設外就労についての相談等に応じるなどの支援に取り組んで参りたいと思っております。以上でございます。よろしくお願いたします。

**【議長】**

どうも、ありがとうございました。それではご意見、ご質問ありませんか。

**【副議長】**

質問出せませんでしたので、意見という形でお願いしたいのですが、今説明された方課長ですか。

**【障がい福祉課】**

そうです。

**【副議長】**

実は、別の資料があるのですが、今、経営企画課の方で行政評価システムを行っていますね。ここを見ると、障がい者福祉関係は達成できなかったというのが多いのですが、別の行政評価システムの方では、障がい者福祉については、課長が自分で評価されたと思うのですが、8割方いつているのです。ということは人権という部分では施策の評価は駄目だったという意味でよろしいのですか。

**【障がい福祉課】**

こちらのあまり達成できなかったという目標の達成度でございますが、数値をやはり目標に、例えばワーキングチームを2回開催するところが1回だった、それからフォーラムの参加者数が100人のところが80人だったということで、数値目標が達成できなかったという所を重点的に鑑みて評価をさせていただいたところでございます。

**【副議長】**

課長のご判断で。

**【障がい福祉課】**

実は私今年から参りましたので、平成28年度の事業したものの評価をしておるのですけれど。

**【委員】**

私も同じく思ったのですけれど、目標の達成度が、あまり達成できなかったという点、これは何が原因だったのかというのと、それから効率に対しては適正な費用であったと問題ないです。施策への貢献度も貢献度大で問題ないです。このあまり達成できなかったという原因は何であるのですかと疑問に思ったのですけれど。簡単をお願いします。

**【障がい福祉課】**

先程ご説明申し上げたのですが、平成28年度にワーキングチームの開催が2回だったのが1回しかできなかったというところ、こちらは日程の調整などもなかなかできないところがございますので、議題につきましては、1回の中で集約をさせていただいたりはさせていただいたのですけれど。あとその障がい者社会復帰・就労促進フォーラムの開催で100人の目標を立てていたのですが、なかなかやはり参加していただく方がどうしても一般市民の方よりは事業者の方や関係している方が多かったということで、もう少し一般市民の方にも入って欲しかったと、少し辛口の評価をさせていただいたところでございます。

**【委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【副議長】**

意見で言います。全体40項目うちに、障がい者については、5、6番目なのです。事業の達

成度が。全体的にみると、事業の達成度が異常に良い方なのにここだけ見ると人権の分については、まだまだ遅れているのではないかという部分があるので、行政評価全体の中で、そうすると全体の中で、障がい福祉課の中でも人権については特に厚くやっていただきたい。そうしないと多分パーセンテージ上がるでしょうし、それも課長の主観で進捗状況が決まるので、是非人権の方でも力を入れていただきたい。

#### 【障がい福祉課】

ありがとうございます。障害者差別解消法も施行されておまして、やはり障がい者の方への合理的配慮というのは、やはり私共も推進していかないといけないと思っておりますので、その辺りまた力も入れていきたいと思っておりますのでご理解の程よろしく願いいたします。

#### 【委員】

関連しまして、先程ご説明いただいた施設外就労なのですが、難しいというかこれからということをおい松阪には無いというご回答だったと思ったのですが、伊賀の方の伊賀モデルも、2回ほど人権擁護委員として研修会にやっていただきました。本当に立ち上げられた施設側の熱い思いとそれを受け入れた企業側の、本当に世の中に役に立つ企業は潰れないという創立者の思いもあって、いまそのミルボンという夢が丘工場の中に、あと3社、4社、5社と広がって施設外就労を受け入れていらっしゃいました。聞きましたら年間50カ所位から、海外からもモデルの研修にみえる。私は是非とも松阪のそういう関係の方も一緒です。実際施設外就労をしていこうというかやってみえますので、課題はあろうかと思えますけど、現地へ行っていただいて色々、皆人権擁護委員、感想としては私たちがみるより松阪の行政の方に見ていただきたいという思いもあったりしましたので、今日は事前の質問とそのこともお願いしたかった。その回答が行ってみますと言っていたかと思ったのですが、そこは行っていただけるでしょうか。

#### 【委員】

その話で少し。私がこの自立支援協議会の会長を兼ねさせてもらっているのですが、いま質問のあった伊賀の施設というのは、維雅幸育会といって奥西さんという方が立ち上げた施設の中で、自分のところの建物の中も、個人の所有の建物の中を無償で借り受けて、そこで支援事業をやってみえて、そこから工場の中の一角を借りて、そこでこの就労支援を行っているのです。そこへはボランティアも含め、障がい者も含め20人、30人という方で行っている、それが立ち上がり始めだと思っております。先日私は逆の津の久居にある、住友電装へ他の用事があったので、行って見た中には、精神障がい者の方が15、6人から20人弱位の一つの部屋を借りて、会社的には別に立ち上げているのですが、障がい者ばかりが作業をやっている施設がある。松阪も今後航空事業がくると思っておりますので、なんらかの関係で、そういうところへ施設の人を入れて中で作業できるような状況を今後進めていただきたいと思っております。維雅幸育会は10年以上行っているのですが、その時は、理事長は社会福祉協議会の方や行政の方など色々いるのですが、実際に動いてみえるのは、この12月も県庁で雇用促進会議の中で奥西さんにも会えたのですが、やはり、そこまでしていただけると思うく

らい努力してみえる方です。3回くらい障がい者団体連合会として実際に行って。ここ近年は「ふっくりえ」といってパン工房が入っている。そちらのほうも視察させてもらったこともあるのですが、松阪も元気出してもらって、松阪はどちらかというと大きな企業がいる、工場的な企業が。だから、今度、その航空機産業が松阪市に来る規模の大きなものだから、その中の一部で出来る、障がい者専門のスペースを提携してもらってできるような方向に進めていただければ、この就労支援も増えると思います。この表彰式自体は、いつも思うのですが、何かの時に一緒にできないか、自立支援の講演と表彰だけなので、説明されたように企業の方々が半数で、一般の市民でその表彰式や講演を見てもらうチャンスは少ないので、参加人数が少ないのは一つの例だと思うのですが、もう少し晴れやかにしようと思うと、何かのもう少し大きなフォーラムや大会の時に合わせて行っていただくというのも今後取り入れてもらうのはどうかという考えは持っております。表彰式は働いている人の励みになりますから。この先希望の持てる航空会社、三菱航空機が来たら交渉してもらって、そういう場を提供してもらえるかどうか、それも含めてこの先はお願いしたいと思います。

#### 【障がい福祉課】

企業への障がい者雇用につきましては、毎年市長、副市長と商工政策課と障がい福祉課で企業を回らせていただきまして、トップセミナーというものをさせていただいております。それで障がいをお持ちの方の就労についてのご理解、雇用率の達成も上げていただきますようお願いを回らせていただいております。今年も2月に2日回らせていただく予定です。それからミルボンの方の視察についてですが、少し長い間いる職員に聞いたところ、過去になにかの機会に課としてなのか、なにかの団体の中で一緒に行ったのかわかりませんが、行かれたことがあるということで話も聞かせていただきました。ミルボンに行って施設外就労をされている事業所なのですが、事業所が大きな事業所ということで、先程も申し上げました通り、厚生労働省の基準では施設外就労できるのが、施設に入っている方の100分の70や、企業に行ったときは障がい者の方と施設の職員がユニットを組んで、なにか指示をするときは企業から障がい者の方に指示ではなく、施設の職員を通じて指示をするなどといった色々な決まりがございまして、やはりそれだけの職員を外に出している位の大きな事業所が松阪には今の所はなかなかないということもあり、色々な条件がありまして、ただ、施設外就労をやりたいというお話がありましたら、勿論私たちも色々ご相談にもよらせていただきまして、施設外就労につなげていきたいと思っておりますので、またご意見などございましたらよろしくお願いたします。

#### 【委員】

ありがとうございます。

#### 【議長】

次にいきたいと思います。外国人住民の人権ということで、24ページ生活オリエンテーション事業、人権・男女共同参画課お願いたします。

**【人権・男女共同参画課】**

失礼します。24ページの生活オリエンテーション事業を説明させていただきます。外国人住民に対し母語等により生活情報の提供、説明や市役所での通訳並びに庁内文書の翻訳を行っています。通訳者はフィリピン語、ポルトガル語の各1人を配置しております。予算の方が挙がっておりますが、2人の賃金という形になります。平成28年度の通訳の実績は、フィリピン語ポルトガル語合わせて、6,882件でございました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【議長】**

どうも、ありがとうございます。それでは生活オリエンテーション事業に関してご質問とご意見はありませんか。

**【委員】**

例えば出張というか、訪問して対応していただくことは可能ですか。

**【人権・男女共同参画課】**

訪問に関しましては、市役所の課、例えば健康づくり課がついて個人の家へ行く、市民病院ですとお客様がみえるので、病院へ伺うなど、市の関係することでしたらお伺いはさせていただきます。もちろん職員がついてです。ただ個人がお願いしますという内容につきましては、本庁舎内の中でしたら対応させていただきますけれども、個人としてどこかへという形ではついていっておりません。そのような状況でございます。

**【議長】**

そうすると、例えば生活上の色々なトラブルがあった場合、個人的なところでの通訳要請というのは今のところ行っていないということですか。

**【人権・男女共同参画課】**

はい。個人的なものに関しましては行っていません。ただ、その方が市役所のどこかの課へ相談にみえて、こんなことで困っているということであれば、その課の職員と共に対応させていただくという状況です。

**【議長】**

ということだそうです。また議論はあとですということ、次はアイヌ民族の人権ということで、事業名が松浦武四郎記念館特別企画展等事業、92ページ、文化課お願いします。

**【文化課松浦武四郎記念館】**

文化課の方から、松浦武四郎記念館が説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。アイヌ民族の皆さんの人権問題というのは、国内でもまだまだ取り組みが十分行われていないということで、その中であって松浦武四郎は幕末に6度に及ぶ北海道探検を行いアイヌの人々と交流をしまして、そしてその文化を広く発信するとともに、アイヌの人々の民

族としての尊厳が保たれるような、尊重とさらにはアイヌの人々が共に我々と生きていくことができる社会をつくる、共生社会を目指して取り組んだ、たった一人の人であるということで、今もアイヌ民族の皆さんから、松浦武四郎は大恩人であるという評価をいただいております。そのことにちなんで松阪市でもアイヌ民族の皆さんの人権問題について、やはり正しい知識や歴史への理解を深めていかなければいけないとしていただいておりますので、松浦武四郎記念館の方で展示を行ったり、また研修でアイヌの人々の歴史や文化について学びにお越しいただく方に説明をさせていただいたり、少しアクセスの悪いところですので、お話をしに来ていただきたいということでご依頼をいただければそこへ出かけて行って、出前講座のような形でお話をさせていただいております。平成28年度につきましては、記念館の方で武四郎とアイヌ民族の交流を紹介する展示を開催させていただきました他、大阪や京都、奈良、滋賀、和歌山などから人権団体の皆さんに研修にお越しいただいたり、また小中高等学校、保育園幼稚園と含めてですね、武四郎とアイヌの交流を紹介するお話を出かけて行ってさせていただきましたので、そのことをこの資料の方では実績として挙げさせていただいております。簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**【議長】**

どうも、ありがとうございます。それではご質問、ご意見ありませんか。

**【委員】**

このアイヌ民族ということですけど、源流がアイヌであるかどうかということは戸籍などでわかるのですか。

**【文化課松浦武四郎記念館】**

この問題は、非常に難しい所がありまして、と言いますのは、あまり話題にはならないですが、アイヌ民族であるというだけで、結婚や就職でいまでも差別があることが報告されております。そのためにアイヌ民族の皆さんが胸を張って自らがアイヌ民族であるということを宣言ができるような、いまの状況ではないということが指摘されておりまして、アイヌの人たちが一体この日本に何人いるかということの正確な数を把握することはできない状況にあります。それをしっかりと把握することができるためには、多くの国民がアイヌの人々の歴史や文化に正しい理解を行い、そしてアイヌの人たちが安心して暮らすことができる社会を作っていくことが、非常に大きな課題であるということで、国としてもこれからオリンピックの開催に合わせて国立博物館を北海道の白老町に開設し、それは民族共生の象徴となる空間というテーマで、アイヌの人々と日本で大多数を占める人々が共に生きていくことができる社会をつくるということ、国をあげて取り組んでいる所でありまして、まだまだアイヌの人たちが、どういう形でアイヌであるか判別するかということが簡単に行かないという状況がございます。

**【委員】**

ありがとうございます。



【議長】

よろしいですか。それでは時間の関係で次のところへいきます。労働者の人権ということで、31 ページ、生活困窮者住宅確保給付金支給事業、地域福祉課お願いします。

【地域福祉課】

31 ページをご覧ください。地域福祉課です。よろしくお願ひいたします。この事業につきましては、なかなか簡単に説明してご理解いただきにくい部分ですので、少し例示も入れさせていただいて、わかりやすく説明させていただきたいと思ひます。就労する能力や働く意欲は実際にあるにも関わらず、仕事を辞めたことによつて経済的に困窮状態になり、住むところを失つてゐる方。またその恐れのある方を対象といたしまして、年齢的には65歳未満の方で、仕事を離職されてから2年以内の方で、収入額の一定水準以下など、色々条件があるのですが、賃貸住宅の家賃の最低3ヶ月分の支援を行うとともに、就労支援員を設置、配置し就労支援等を実施いたします。例えば先ほどの例示という形の中では、派遣職員が急に解雇をされ、社宅に住んでゐるのですが、そこから急に出ていけと言われ、追い出されるという事例の相談が結構あります。そういう場合に私ども、生活困窮の事業課として、生活相談支援センターと、最近連携しておりますハローワークと連携して、就労支援を実施してございます。この事業につきまして、実績を分析いたしますと、生活困窮者自立支援法が出来た平成27年度の事業初年度につきましては、10件の実績がございましたが、平成28年度につきましては、3件という形で実績が落ちました。これは当市だけではなく、三重県内他市、全国的にも昨年度事業初年度より減少している傾向にございます。これには分析をいたしますと一つには厚生労働省の事業でございますので、その対象者における要件のハードルが若干高いのではないかと、高すぎるのではないかとすることは考えられるところでございます。成果といたしましては、離職等により住居を失つた者、失う恐れのある者の住居を確保することで、地に足をつけてスムーズに再就職活動が行えるということがございます。ただ、問題点といたしましては、この制度をしっかりと市民や、色々な方面に周知、啓発する、いままでも行つてはおりますが、これからより以上、より一層啓発をする必要があると考えております。最後に事前の質問をいただいておりますのが、評価のところ私に効率性の、効果に対して費用削減の余地があるということで、どのような余地がございませうか。という質問を頂戴いたしました。そこに丁度目標実績というところで、先程ここにはございませうけれど、平成27年度は目標20件で10件の実績がございましたけれど、平成28年度も、昨年度に10件の実績があったため、目標20件にいたしましたら、先程申し上げましたように3件でございましたので、平成29年度は約半分の11件にしまして、目標イコール予算を減額させていただいた余地というご理解をいただけたら幸いです。以上でございます。

【議長】

どうも、ありがとうございました。それではご意見、ご質問ありませんか。それでは時間の関係上また後でご質問、ご意見を出していただくということで、さまざまな人権問題ということで、安全・安心なまちづくり推進事業、13 ページ、地域安全対策課お願ひいたします。

**【地域安全対策課】**

失礼いたします。地域安全対策課です。よろしくお願ひいたします。それでは私の方から13ページ安全・安心なまちづくり推進事業につきまして、説明をいたします。この安全・安心なまちづくりを目指しまして、平成28年3月に策定をいたしました、こちらに実物を持って参りましたけれど、松阪市安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画、こちらの行動計画に基づいた取り組みを推進するために、平成28年度におきましては、松阪市安全安心施策推進協議会を、同年の9月8日に、第1回そして平成29年の3月16日に第2回の協議会を開催いたしました、この行動計画の進捗状況を確認いたしました。こちらの目標につきましては、平成28年度につきましては、2回目目標達成できまして、先程申しましたように2回の会議を開催させていただきました。なお、こちらの事業につきましては、会議の開催が目的ではございません。あくまでもこの行動計画の進捗状況を確認して次の行動につなげていくというのが目的でございますので、その点よろしくお願ひいたします。事業につきましては以上でございます。事前に審議委員の方からご質問をいただいております。平成29年度の安全・安心なまちづくりの推進に関わる行動計画についてどのような内容かお教え願ひます。ということでございますので、そうですね、こちらのほうへもってきておりますので、また、後程こちらに置かせていただきますけれど、この計画につきましては、平成28年の3月に策定させていただきました。内容につきましては、こちらの審議会が、人権についての審議会ですけれど、私どもの協議会は、この行動計画につきましては、安全で安心なまちづくりの推進に関するものでございます。目的につきましては、先程申しましたように安全で安心に暮らせるまちづくりを推進していくのが目的でございます。それと当然ながら目的通り達成するためにはさまざまな分野で安全・安心をつくる道を策定しております。1つ目が交通安全対策、2つ目が防犯対策、3つ目が自殺対策、4つ目が高齢者の安全対策、5つ目が子どもの安全対策、そして最後の6つ目に災害対策がございます。こういった形で安全・安心に対してそれぞれの分野で総合的に取り組んでいく形で計画を作らせていただきました。また、こちらに置かせていただきますので、よろしくお願ひいたします。少し簡単な説明になってしまいましたけれども行動計画については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**【議長】**

どうも、ありがとうございました。先程自殺の対策とおっしゃったのですが、どのような具体的には自殺対策があるのですか。

**【地域安全対策課】**

これにつきましては、こちらの会議と同じような形で、それぞれの課の方から持っています内容を報告していただいておりますので、具体的な内容になって参りますとそれぞれの課になって参ります。

**【議長】**

そうすると、基本的な自殺の予防などは地域安全対策課でまとめてみえるということですか。

**【地域安全対策課】**

施策など、そういったことは原課の方で取りまとめております。

**【議長】**

ということは、先程からお話になっている人権の問題というのをどのように捉えて、例えば、その自殺の問題に関して、地域安全対策課で考えておられる、そういう理念を持って施策を実施されているのかというような。

**【人権・男女共同参画課】**

自殺対策につきましては、人権・男女共同参画課の方でこの事業を担当しております。ただ、市役所の中 12 課で、健康づくり課や地域福祉課、障がい福祉課、学校支援課など 12 課全部で協力的に行い、自殺対策をおこなっている状況でございます。自殺の内容と申しますと、健康問題や生活の関係など、色々ございますのでそれぞれの課が対応して、対処しているところでございます。人権・男女共同参画課では、自殺をされた後の遺族の関係ということで、相談業務等を持っているという状況で、いまのところ対応しております。以上でございます。

**【議長】**

どうも、ありがとうございます。

**【副議長】**

そうすると、メンタルパートナーを養成しているのではないの。それは説明しなくてもいいのですか。

**【人権・男女共同参画課】**

メンタルパートナーの養成という形で行っているのですが、平成 23 年から県の事業で、メンタルパートナーの養成事業ということで行っているのですが、県の事業が平成 27 年度で、目標の 2 万人を達成されましたので、その事業が終わった形です。松阪市でメンタルパートナーという部分で 41 人の者がいるのですが、次のその人たちを育成していくという部分では、なかなか講師になる方がみえないという状況で、現在は方向性を変えまして、メンタルパートナーという部分では、啓発で皆さんには気付きとかいう部分では対応してくださいと啓発していく予定ですけど、ただ、今後自殺に関しましては、色々な原因がある中で、一番やはり相談窓口の部分で、実際に自殺と思われる方は、どこかへ相談したいという部分があるかと思っておりますので、相談体制を強化していこうと今年度より考えている状況でございます。

**【副議長】**

部長の事業成果報告書を見ると、合同相談会を開いた、図書コーナーを設置した、あるいはメンタルパートナー養成研修を行った、人材養成研修会を開いたといった成果報告が出ていますけれど。

【人権・男女共同参画課】

今、言われたことは、もちろん行わせていただいております。

【副議長】

終わったの。

【人権・男女共同参画課】

終わってはいないのですが、メンタルパートナー41人をさらに養成という形では難しいという意味です。皆さんに気付きや傾聴という部分を伝えていこうと考えています。

【副議長】

言ったら養成研修でしょ。

【人権・男女共同参画課】

研修です。メンタルパートナー研修という方向で。後はやはり相談窓口が本人にとっては重要かと考えています。

【副議長】

メンタルパートナー養成研修を平成27年に前部長が自慢話をしてました。

【人権・男女共同参画課】

前部長ですね。

【副議長】

自慢話してた。

【人権・男女共同参画課】

その時期はメンタルパートナーに、県の方も平成23年度から力を入れていました。

【議長】

それでは、どうですか。

【人権・男女共同参画課】

すみません。先程の住宅課のバリアフリーの件ですが、課長から住宅課では、なかなか対応はできないということで、後は介護保険や福祉の関係を使っただき、市営住宅を改造していただいて、という形で回答しております。

【副議長】

わかりました。

**【議長】**

バリアフリーということでは、前に福祉の調査をした事があるのですが、道路の関係で色々なバリアが大きいという結果が出てきたのですが、そういうところでは、住宅だけではなくて、道路関係の色々なバリア問題も今後人権で検討していただくとありがたいと思います。

**【地域福祉課】**

地域福祉課なのですが、先程、道路のバリアフリーの検討というところで、以前と違いますか、現在バリアフリーの推進チームというものがございます。これの出発点は道路の段差など、そういうところの色々な意見をいただくわけなのですが、いまは公共施設、今年ですけれど、総合運動場の公園のトイレ、あと観光交流拠点、そちらの方の図面上でのバリアフリーの確認、今度の新福祉会館での図面上でのバリアフリーのチェックなど、そういったところを今年度しております。一応そのような公共施設がいまは主になっておりますけれども、道路などといった箇所も、チームの方々の確認をいただき、ご意見をいただいて設計にも反映していただくという取り組みをしております。

**【議長】**

どうも、ありがとうございました。自立支援協議会でも話題になっていると思いますけれども、車いす利用者の方が、やはりそういうところでは、道路の問題をかなり厳しく指摘されますよね。結局アクセスの中で一番の具体的に大きな問題は、道路での車いすの使い勝手が、使いにくさがある、歩道に上がる高さも相当、色々なバリアがあったりします。

**【委員】**

よろしいですか。歩道の場合は逆に傾いていると車いすの方は運転しにくい。電動でもそうだと思いますけれど。逆にまっすぐだと水捌けが悪い、建築関係上。それと縁石というのがありますよね。道路と歩道の間。あそこは最低2センチか3センチだったか段差をつけないといけない建築基準法があるのです。車いすに乗るのだったら0の方が良いですよ。本当は。ですが、ここからは歩道です。ここからは車道です、というのと、逆に視覚障がいの方は、全部なしにしてしまうと区別がつかないのです。ですからどの辺りで妥協していくかというところがあると思うのです。0になって、白い杖で突いていって段差が無かったら、目の見えない方はどこが車道か歩道かわからなくなる。逆に車いすの方だったら、私もたまに乗っていますけれど、やはり段差は0の方が良いのです。その辺りの両方の中間というかが出ていると。それから所によってはバリアフリー法で決まっている、斜面の勾配は決まっている。12度以内位だと思ったけれど、中にはこの位になっているところもあるのです。ですから、全部が全部その基準に合わせているかというところも難しい場所もあると思います。

**【議長】**

それでは、資料にあります、事業一覧表の質問の回答というところで。

**【事務局】**

こちらの回答というのは、皆さんに事前に質問をいただいた部分の中で、今回抽出した事

業とは別の事業につきまして、ご質問いただいております。その部分につきましては、担当者も出ていないところもございまして回答というところにつきましては、別紙をつけて添えさせていただいておりますので、皆さんの情報の共有という中でご使用の方、よろしくお願い致します。

**【議長】**

このことについて質問された方。

**【委員】**

すみません。私すごく多くてびっくりしていますが、行動計画の4ページがとても気になりまして、バランス感覚を身に付けさせることを目的とされていますが、凄いい上からだと思うのと、付けさせるということについても、4ページでは「付」という漢字が使っているのですが、回答には違う漢字が使っている。私が間違っているのかどうかわかりませんが、しっかり読ませていただきます。

**【議長】**

事業内容で、人権問題への認識を深め、バランス感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施しました。バランス感覚ということが非常にわかりにくいです。それもそうですし、身に付けさせることというのは。

**【委員】**

回答もつけるという字が、事業評価は「付」という字を使っているのですが、回答の方では、別の字が使っているため、どうなっているのかよくわからない。他の方も質問されていますので、また後でしっかり読ませていただきます。

**【議長】**

今日は職員課の方は。

**【事務局】**

今日はおりませんので。

**【委員】**

いいです。1つだけ言うと、興味という言葉も気になりまして、小学校、中学校で部落問題学習をすると、その子どもたちから最初に返ってくる言葉が、「先生、部落ってどこ」という言葉がくるのです。なかなか部落問題学習しておきながら、教員が答えられないという部分があり、興味本位で捉えてしまう部落問題学習の在り方というのが、私は気になったので、関心の方が良いのではないかと思ったものですから、そんな質問もさせていただきました。

**【議長】**

興味という言葉、かなりひっかかりますね。こういう書類を出していると、職員課の方に来ていただいて話をしていただきたいです。煩わしいです。

**【委員】**

そうです。この文章が一人歩きすると心配だと思います。

**【議長】**

よろしいでしょうか。他にありませんか。

**【委員】**

53 ページ、子どもの支援の件ですけれど、そだちの丘ができる時にもお願いしたと思うのですが、やはり、未就学児から就学児、それから進学時とずっとある一定のデータの継承をしてほしいと提案したのです。それを中学校の情報が高校になったら無くなるというのではなくて、特に障がいがある方は特定や薬を飲むことがあるので、継承してもらえるように、そだちの丘を立ち上げる以前の時も提案したのですが、そういう途切れのない、そういう子どものことについては、情報の共有、個人情報でどこで引かかるかわかりませんが、そういう情報を繋げていかないと、途切れた時点で今までは、しっかりと薬を飲んでいたのに、飲めなくなったという場合も個人的に出てくると思うので、そういう情報を継続して情報を繋げていってほしいと、前からお願いしていますので、この人権の問題としても、心がけてお願いしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

**【副議長】**

県の教育委員会の会議でも、そのお話をしたのですが、市町村教育委員会から県の教育委員、高校の場合で、小学校から中学校は良いのですが、中学校から高校の場合、県の教育委員会になるので、県の教育委員会の方も、市町村の教育委員会も連携を図って、その個人情報については、個人情報の共有をしっかりとくれという話をしたのですが、なかなか県と市町村で壁があるものだから、個人情報保護条例の、なかなか連携までいけないみたいで。県にも言っておきました。

**【委員】**

障がい児でも、薬の服用などをしていなかったら、新たにということもできるけれども、特に服用している子どもたちがいた場合には、継承してもらわないと、個人情報はどこまでっていわれても、私は言えないのだけど、それはそだちの丘の会議の時にも言ったのですが、そうしないと、途切れた時点で症状が変わってしまうという場合があるので、前向きに考えてもらって、家族の理解がいるのなら、家族の理解をするなりして継承して、ステップの上がっていった学校や、生きやすい社会になるのですけど。それもまた心がけて、片隅にでも置いてもらえばと思っております。

**【副議長】**

教育委員会は連携を図っていますか。県に相談して、こういう問題があるのですけどと伝えてありますか。

**【子ども発達総合支援センター】**

今のそだちの丘の件ですけれど、そだちの丘に養育支援係と育ちサポート係の2つ係があるのですが、養育で来ていただいている、就学前のお子さんに関係する情報に関しては就学後も引き続いて、育ちサポート係の方がその情報を引き継いで対応等させていただいております。あわせて、物だけではなく担当者同士の情報交換会ということもさせていただいておりますので、途切れなく支援は対応させていただいております。

**【委員】**

この場を借りて改めてよろしくお願ひいたします。できる前からお願いさせてもらっていました。

**【委員】**

最後に、部落差別問題やヘイトスピーチの問題、障がい者の問題など、近年、法律が2016年から3つ出ましたが、それについて、今日なにも行っていることや方向性の説明がありませんでした。もしよければそのこともお聞かせいただければと思います。以上です。

**【議長】**

現在、実は尊厳死法案という、まだ法案なのですけれど、尊厳死をどのように捉えるかという法律の案が出ていますけれど、その中で医師が、終末期とって、死に近い人の場合、本人が死にたいと言った場合、治療をどうするかということで、法案では治療を中止しても医師の責任は問わないという流れが来ていますけれども。そういうところでは福祉も、人権も、いま終末期の人の、命の問題をどのように捉えていくのかという大きな問題があります。それから命にも価値付けがされていっている現状があって、終末期の命は、その人の意見を聞いて、という方向で流れていっていますけれど、先程、自殺の問題と関係ありますけれど、終末期だと判断されると、自分は生きていても仕方がない人間だと、生きていても価値のない人間なんだとというような、自分の自分自身の捉え方が急速に出来上がっていくという可能性があって、それから自殺が起こるとか、そういう問題も出来てくるのではないかと思います。終末期という言葉が段々一人歩きしているような状況ですので、そういうところでは、福祉の方でも、高齢者の方でも、障がい者の方でも、あなたの命は皆と同じ等しい価値がある命だし、あなたが生きることそのものが大事なのだと、そういうような社会づくりを啓発していけるように、松阪市でもやっていけば、色々な大切なことが分かっていくのではないかと思います。自殺の問題もそういうところでは、かなり色々な捉え方がされるのではないかと思います。特に自分自身を否定する、存在を否定することになると自殺につながっていく可能性が高いので、是非、その辺りを、どのように松阪市全体が考えるのかということも考えてもらいたいと思います。非常に今、人間の命に対しての捉え方が、さまざまところから出てきている状況なので、先程おっしゃったような、障がいのある人たちの基



本的な捉え方をどうするのか、高齢者の人たちの基本的な命の問題をどうするのかということとをしっかりと今後考えていく必要があるのではないかと、私は思います。時間もきましたので、どうも、ありがとうございました。

**【事務局】**

事務局から連絡させていただきます。委員の皆様におかれましては、委員の任期でございますが、平成30年2月15日までとなっております。ご案内につきましても、委員構成につきましても、協議いたしまして、各団体へ依頼をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それと机の上に置かせていただきました、人権・男女共同参画課の事業でございますチラシを5枚程置かせていただいております。また、ご拝見いただき関心がありましたら、ご参加の方よろしく願いいたします。

**【議長】**

今日はどうも、ありがとうございました。

(16時40分終了)